

1 はじめに

三重県男女共同参画審議会では、「三重県男女共同参画推進条例」に基づき、毎年、県が独自に行う評価とは異なる外部的視点で県の男女共同参画施策の実施状況に関する評価を行うとともに、概ね3年に一度、知事に対し提言を行っている。

前回の提言（平成28年2月）以降、審議会では毎年、男女共同参画施策を所管する県関係各課に対し、三重県男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況についてヒアリングを行い、これを基に「男女共同参画施策の推進に係る中間評価」を作成し、県施策へのフィードバックを行ってきたところである。

この度、当該「中間評価」（平成28年度～令和元年度）を基に、前回提言以降の施策の進捗状況に対する54項目の総括評価をとりまとめ、現状や今後検討すべき課題を整理した。さらに、社会情勢の変化等も踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、今後県が取り組むべき事柄について、次の3点の提言をとりまとめた。

提言1「あらゆる分野への女性の参画拡大」

提言2「男性の意識と働き方の改革」

提言3「誰もが安心して活躍できる環境の整備」

今回の提言を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組が、知事のリーダーシップのもとに一層進展することを強く期待する。

2 社会情勢の変化

少子高齢化に伴う人口減少局面に直面する中、共働き世帯の増加や女性の就業率の上昇傾向が引き続き見られ、生き方やライフスタイルも多様化し、社会のあり方は大きく変化している。こうした中、性別に関わらず個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現は、ますます重要となっている。

国においては「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」（以下「2020年30%」）との目標を掲げるとともに、毎年、「女性活躍加速のための重点方針」を定め、男女共同参画社会の実現や女性の活躍推進に向け、さまざまな取組を進めている。

また、令和元年6月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が改正され、令和4年4月より常時雇用101人以上300人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定が義務付けられることとなった。

しかし、国の『男女共同参画白書』によると、「2020年30%」の目標を達成した分野は一部にとどまり、指導的地位に占める女性の割合は緩やかに上昇しているものの、その水準は依然として低い。さらに、世界経済フォーラムが令和元年12月に発表したジェンダーギャップ指数も153か国中121位と過去最低となっている。

県においては、平成 29 年 3 月に「第 2 次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」を策定し、新たに女性活躍推進法に基づく推進計画としても位置付け、男女共同参画・女性活躍の推進のためにさまざまな施策を講じてきた。さらに、平成 29 年 4 月にはダイバーシティ社会推進課を設置し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、推進方針を策定し取組を進めてきたところである。

県が令和元年度に県民 3,000 人を対象に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する割合は 23.3%で、前回調査(平成 27 年度、以下同じ)から 8.5 ポイント減少しているものの、性別による固定的な役割分担意識は根強く残っている。また、男女の地位の平等感については、男性の方が優遇されていると感じる割合が「社会全体」では 70.9%となるなど、依然として男性優遇感が高い傾向となっている。

一方、男性が家事・育児を行うことについては、「当然である」の割合が男性では前回調査に比べて 11.2 ポイント増の 68.4%となった。また、女性が働くことについては、「子どもができて、産前・産後休暇や育児休業等を利用しながら、ずっと働き続ける方がよい」の回答が前回調査から 13.8 ポイント増の 47.2%となっており、男女ともに意識の変化が窺える。

こうした意識の好ましい変化が見られ、また、男女が共に活躍できる環境整備も進みつつある。しかし、働く場や地域など、さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画は依然として少ない状況にある。こうした状況を改善するため、これまで以上に実効性のある男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

なお、現行の「第 2 次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」の計画期間は令和 2 年度までであることから、こうした社会情勢や県民の意識の変化等を踏まえ、次期基本計画の策定を進められたい。